

コミュニティ開発支援無償
(Grant Aid for Community Empowerment)

1. 背景・ねらい

- (1) 特定地域のコミュニティ開発及び途上国の特定分野の開発支援という目的の下に、相互に関連する複数分野の事業の有機的連携による手続きの効率化と、現地仕様による設計、施工段階における現地業者の活用によるコストダウンを可能とする新しい形態の無償資金協力の枠組みを導入する。
- (2) 「人間の安全保障」の理念の下、個人の能力向上を通じてコミュニティ全体の能力強化・貧困削減につなげて行くという「アフリカン・ビレッジ・イニシアティヴ」を具体化に資するものとする（但し、支援対象はアフリカに限らない）。アフリカ支援の強化やMDGs達成へのわが国の貢献が問われる中、限られた予算の中でわが国による貢献を効果的にアピールする必要性からも本枠組みの導入は効果的。

2. 支援対象国

基本的には世銀融資ガイドライン分類Ⅰ及びⅡの国（2006年世銀ガイドラインでは一人当たりGNPが1675ドル以下）。

3. 支援を対象とする案件

特定のコミュニティの開発を目的とし、学校、道路、給水、医療等複数のコンポーネントからなる支援を一つのプログラムとして一体的に支援。分野横断的な有機的連携により波及効果が期待される案件を選定する。また、コミュニティの開発に資するものであれば、マルチコンポーネントでなくとも、例えば低コストでの学校建設などシングルコンポーネントも可能。

4. 仕組み

二国間で実施する場合と国際機関を通じた取り組みのいずれも可能とする。

(1) 二国間支援

JICAによる概略調査を実施し、事業規模と分野の組み合わせの適正さ、先方計画に基づく青写真の策定、実施体制等の策定を行うとともに「見積もり」を作成。役務も可能な調達代理方式とし、現地仕様による設計、施工段階での現地業者の活用を通じ大幅なコスト削減を可能とする。

(2) 国際機関経由

大使館・JICA事務所のアクセスが困難など実施体制の不安等の理由で二国間での実施が困難な国・地域については、国際機関経由の支援を実施する。

(3) その他の特筆すべき利点

E/N締結後速やかに相手国若しくは国際機関の口座への資金の一括拠出（ディスバース）を行う。二国間支援については、わが国政府側と被援助国政府側が密接に協議する場として「コミッティー」（大使館、被援助国政府、JICA事務所、調達代理機関等からなる委員会）を設置し、具体的な案件の形成及び関係者間の調整を行う。

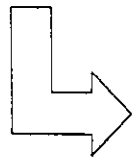
5. 予算規模

平成18年度 40億円（新規）

コミュニティ開発支援無償

貧困、飢餓、疾病等、人命や安全な生活への脅威に立ち向かうコミュニティの能力開発を支援

相互に関連する複数の分野（住宅、教育、水供給、農村開発等）への総合的な支援



コミュニティの直面する課題の克服
（例. 井戸掘り、学校建設、人造り）

（供与対象国：一人当たりGNP1675ドル以下）

● 現地業者の活用

● 資機材の現地調達



コストの大幅削減

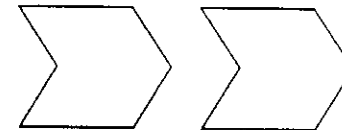
● 供与資金の一括拠出による迅速な支援

● 現地事情・ニーズに応じた柔軟な対応



迅速・機動的な事業の実施及び大幅なコスト削減

人間の安全保障の促進



アフリカン・ビレッジ・イニシアティブの具体化

ミレニアム開発目標（MDGs）達成への貢献
アフリカ開発支援の強化